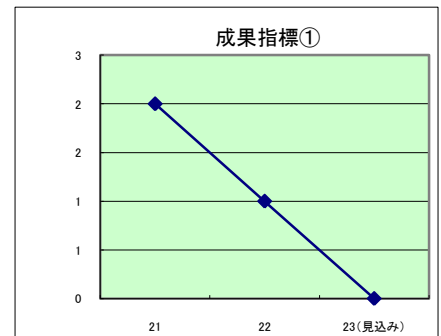
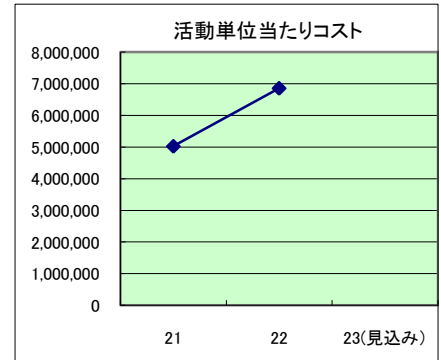


事務事業名	施設・作業所運営補助事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費
	施策(節)	4	障害者福祉	項	1	社会福祉費
	施策の方向	(2)	地域での自立した生活支援の充実	目	2	社会福祉事業費
				事業	3	障害者(児)福祉
関連する計画等			作成部署	保健福祉部福祉支援課		
事業の目的	対象(誰を・何を)	連絡先 072 - 958 - 1111 内線 1213				
	小規模通所授産施設又は小規模作業所を運営する法人・団体等					
	意図(どういう状態にしたいのか) 運営の安定を図ることで、障害者の日中活動の場を確保し、生活指導や作業指導を行い、障害者の社会参加を促進する。					
事業の内容	小規模通所授産施設又は小規模作業所を運営する社会福祉法人・団体等に対し、運営費を補助するもの。 補助額は、国基準に基づき、施設の種類及び利用人数等に応じて決定する。					
根拠法令等						
事業開始時期	☐ 昭和 年開始 ☒ 明確にはわからない		終了年度 平成 23 年度			
	☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
事業開始時からの状況変化	障害者自立支援法の施行により、同法に基づく施設への移行が進んだことなどにより、平成22年度末をもって補助事業は完了する。平成21年度からは補助対象施設では小規模福祉作業所で2か所のみ。また藤井寺市所在の小規模通所授産施設1か所に対して覚書より負担金(320万円)を負担。					
市民や議会の要望						
実施手法	☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)
事業費【1】 (千円)		9,600	6,500	0
人件費【2】 (千円)		450	360	864
職員数	正規職員	0.06 人	0.05 人	0.12 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費(【1】+【2】)【A】 (千円)		10,050	6,860	864
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)	3,250	3,250	0
	市債 (千円)			
	その他(手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	6,800	3,610	864
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 施設数	箇所	2	1	0
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】/【B】①)		5,025,000 円	6,860,000 円	円
市民1人当たりコスト(【A】/人口)		85 円	58 円	7 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	施設数 (式)	箇所	要綱により適正に補助が行われている施設数	目標	2	1	達成率(%)	0
					実績	2	1	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	障害者の日中活動の場の確保が必要である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	障害者の日中活動の場の確保に有効な事業である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	補助金は運営費の一部であり、運営主体も相応の負担をしている。現状の補助水準を引き下げると、施設の運営に支障をきたす恐れがある。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	障害者の社会参加の促進に有効な事業である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	要綱に基づき適正に補助がなされた。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	藤井寺市所在の小規模福祉作業所については、平成22年度から障害者自立支援法上の施設へ移行したため、従前からの藤井寺市との覚書による負担金もなくなり、また本市に所在していた小規模福祉作業所1ヶ所についても平成23年3月末日をもって事業廃止されたことから、本事業については一定の目途がついたものとして縮小とし、平成23年度をもって事業を完了する。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
	残務を経て、平成23年度末に事業を完了する。	
行 革 本 部 評価	総合評価	
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☒ 方法改善 ☒ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☒ 廃止・休止 ☒ 完了	
	評価理由・意見	